道路法施行規則等の一部を改正する省令案 参照条文目次

O	\bigcirc	\bigcirc	\mathcal{O}	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
【様式第五の五関係】 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)(抄)(現行日本法規) ————————————————————————————————————	踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(令和三年法律第九号)(抄)22	の条文) ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	高速自動車国道法施行規則(昭和四十六年建設省令第十九号)(抄) ———————————————————————————————————	開発道路に関する占用料等徴収規則(昭和四十二年建設省令第二十九号)(抄) ———————————————————————6	道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)(抄) ———————————————————————————————————	道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)(抄) ———————————————————————————————————	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)(抄) ———————————————————————————————————	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)(踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(令和三年法律第九号)による改正後の条文)	道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)(抄) ———————————————————————————————————

道路法施行規則等の 部を改正する省令案 参照条文

 \bigcirc 道 路法施行規則 (昭和二十七年建設省令第二十五号) 抄

(営利を目的としない法人に準ずる者

第四条の四の九 法第三十三条第二項第四号の国土交通省令で定める者は、 次のとおりとする。

第四条の四の十 法第三十三条第二項第五号の国土交通省令で定める者は、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公(地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保等を図る活動を行うことを目的とする法人に準ずる者) する社団であつて、道路管理者が指定したものとする。 共交通網の形成又は物資の流通の確保、 自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る観点から必要と認められる活動を実施

(保管違法放置等物件一覧簿の様式)

第四条の六 令第十九条の六第二項(令第十九条の十一において準用する場合を含む。 様式第五の三とする。 の規定による保管違法放置等物件一覧簿の様式は、 別記

(違法放置等物件の返還に係る受領書の様式)

第四条の八 令第十九条の十(令第十九条の十一において準用する場合を含む。) の規定による受領書の様式は、 別記様式第五の四とする。

(自転車専用道路等を通行することができる車両

第四条の十五 法第四十八条の十五第一項の国土交通省令で定める車両は、道路運送車両法施行規則 0 小型特殊自動車である農耕作業用自動車及びこれに牽引される車両とする。 (昭和二十六年運輸省令第七十四号) 第二条

車 ・両の停留の許可手続)

第四条の十九 提出しなければならない。 法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする者は、 別記様式第五の五による申請書を道路管理者に

2

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設

第四 |条の二十一 令第三十五条の七 第一号 \mathcal{O} 国土交通省令で定める工 作物又は施設 は 通 路 に 設 けら れ た雨 よけとする。

 \bigcirc 昭 和二十七年法律第百八十号) (抄) (踏切道改良促進法等の 部 を改正する法律 (令 和三年 法律第九号)による改正後の条文)

の占 可

第三十三条

わらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。 次に掲げる工作物、 物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用につい ては、 同

す -物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定1規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第四十八条の四 る特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

として国土交通省令で定める者が設けるもの 資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全か 前条第一項第三号に掲げる自動運行補助施設で、 、つ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるもの自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は

|区域における土地等の管理者の損害予防義務

第四十四条 ただし、道路の各一側について幅二十メートルを超える区域を沿道区域として指定することはできない。止するため、道路に接続する区域を、条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める基準に従い、四十四条 道路管理者は、道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、 沿道区域として指定することができる。又は道路の交通に及ぼすべき危険を防

- 2 道路管理者は、当該指定をしたときは、遅滞なくこれらの事項を公示するものとする。 前項の規定による指定においては、当該指定に係る沿道区域及び次項の規定による措置の対象となる土地、 竹木又は工作物を定めるものとし
- 3 危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。 その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物(前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。 <u></u>の その損害又は 管理者は
- 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、 同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 前 項 の規定による命令により損失を受けた者に対 して、 通常生ずべき損失を補償しなければならない。 当該土地、 竹木又は工作物の管理者に

5

- 2

- 6 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。)場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積もつた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。こ

(届出対象区域内における工作物の設置の届出等)

第四十四条の二(略)

- (下この条において同じ。) で定めるところにより、あらかじめ、その旨及びその区域を公示しなければならない。 道路管理者は、前項の規定による届出対象区域の指定をしようとする場合においては、条例 (指定区間内の国道にあつては、
- 項を道路管理者に届け出なければならない。 行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、 届出対象区域の区域内において、工作物(前条第二項の規定により公示されたものに限る。)の設置に関する行為をしようとする者は、 行為の種類、場所、 設計又は施行方法、着手予定日その他の条例で定める事
- 4 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。
- 一 軽易な行為その他の行為で条例で定めるもの
- 一・三 (略)
- 着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、 第三項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち条例で定める事項を変更しようとするときは、 その旨を道路管理者に届け出なければならない。 当該事項の変更に係る行為に
- 6 (略

(通行の制限等)

第四十八条の十五)その他の車両で国土交通省令で定めるものを含む。 '国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。) による以外の方法により通行してはならない。何人もみだりに自転車専用道路を自転車(自転車以外の軽車両(道路交通法第二条第一項第十一号に規定する軽車 両

~4 (略

(防災拠点自動車駐車場の指定)

第四十八条の二十九の二 め、重要物流道路の維持 の近傍における災害応急対策に係る施設の立地その他の事情を勘案して、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図るた 確保その他の災害応急対策であつて国土交通省令で定めるものをいう。次条及び第四十八条の二十九の五第一項において同じ。 機能の確保を図ることが特に必要と認められるものについて、 国土交通大臣は、道路の附属物である自動車駐車場のうち、その規模、その接する道路の構造及び交通の状況並びにそ (道路の啓開のために行うものに限る。) その他の広域災害応急対策 (一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送 防災拠点自動車駐車場として指定することができる。)の拠点とし

略

(災害応急対策施設管理協定の縦覧等)

第四十八条の二十九の六 公告し、当該災害応急対策施設管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。 道路管理者は、 災害応急対策施設管理協定を締結しようとするときは、 国土交通省令で定めるところにより、 その旨を

- 2
- 3 災害応急対策施設管理協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、災害応急対策施設管理協定において定めるとこ ならない。 ろにより、協定災害応急対策施設又はその敷地内の見やすい場所に、 道路管理者は、災害応急対策施設管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、 道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければ かつ、
- 前条第二項及び前三項の規定は、 災害応急対策施設管理協定において定めた事項の変更について準用する。

・両の停留の許可)

第四十八条の三十二 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、 交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、 この限りでない。 道路管理者の許可を受けなければならない。 道路

- 2
- 3 受けなければならない。 第一項の許可を受けた者は、 当該許 ..可の申請に係る前項に規定する事項を変更しようとする場合においては、 あらかじめ道路管理者の許可を
- \bigcirc 道路法施行令 (昭和二十七年政令第四百七十九号)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、 次に掲げるものとする。

一 ~ 七

- これらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの 附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第二号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路 購買施設その他これらに類する施設 (第十三号に掲げる施設を除く。) で
- らに類する施設 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、 店舗、 倉庫、 住宅、 自 動車 駐 軍場、 自転車 一駐車 場、 広場、 公園 運動場その他これ
- 次に掲げる道路の上空に設ける事務所 店舗、 倉 庫、 住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車

場

- 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区 (建築物の高さの最 低限度が定められているも のに限る。 及び高度利用地区 並びに同 項第四
- 内の土地に設ける同項第一号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの 建築基準法第八十五条第一項に規定する区域内に存する道路(車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。)都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路(イに掲げる道路を除く。)号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路 の区域
- 十二 道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、原動機付自転車 -三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所 させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第九号に掲げる施設に設けるものを除く。) 車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。 (側車付きのものを除く。) 又は道路運送 以下「二輪自動車」という。

第十九条の六 (略) (違法放置等物件を保管した場合の公示の方法)

者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。 道路管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、国土交通省令で定める様式による保管違法放置等物件一覧簿を当該道路管理

(違法放置等物件を返還する場合の手続

を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその違法放置等物件の返還を受けるべき違法放置等物件の占有者等であることを第十九条の十(道路管理者は、保管した違法放置等物件を当該違法放置等物件の占有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所 証明させ、 かつ、 国土交通省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

- 四条第一項第十九号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。第十九条の十一の第十九条の五から前条までの規定は、法第二十七条第二項又は第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の・(違法放置等物件に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合等についての準用) 市
- 2 第十九条の五から前条まで及び前項の規定は、道路予定区域に係る違法放置等物件について準用する。

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設)

- 一一道路に沿つて設けられた通路で、専ら歩行者又は自転車の一般交通の用に供するもの(当該通路に開第三十五条の十一法第四十八条の三十七第一項の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。 ケード、雪よけその他これらに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。) (当該通路に設けられた工作物又は施設のうち、

 \bigcirc 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 抄

(定義)

第二条 この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

<u>\</u> (略)

十一 軽車両 いう。

自転車、 荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レール次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものを レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む

原動機を用い、 かつ、 ・ール又は架線によらないで運転する車であつて、 車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣

十一の二~二十三 令で定めるもの 略

2 • 3

 \bigcirc 道路運送車両法施行規則 (昭和二十六年運輸省令第七十四号)

自動 車の種別

第二条 法第三条の普通 自動 車、 小 型自 動車、 軽自動車、 大型特殊自動車及び小型特殊自 動 車 **叶の別は、** 別表第一 に定めるところによる。

 \bigcirc 開 発道路に関する占用料等徴収規則 (昭和四· 十二年建設省令第二十九号) 抄

(占用料 .の額

第三条 の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の五十の規定により協議が成立した占用の期間に相当する期間を同方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この条において同じ。)に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規 得られる売上収入額に応じて道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第四条の五の規定により算定した額を勘案して占用面積 条第十三号に掲げる施設にあつては、 欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額 開発道路に係る占用料の額は、 同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常 別表占用料の欄に定める金額(令第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同 (その額が百円に満たない場合にあつては、 百円) の合計額とする。 平

別表(第三条関係)

2 \ \ 4

(略)

											物	に掲げる工作	第一項第一号	法第三十二条			占用物件
広告塔	便差出箱 及び信書	電話所変圧塔その他これに		地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	の他の線類 地下に設ける電線そ	に設ける線類 共架電線その他上空	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱			
表示面積一		一個につき	年につき一	平方メート占用面積一	一個につき	年	長さ一メー		<u>I</u>				一年	一本につき		単位	占用料
三五、〇〇〇	1, 1100	=, -00		九二〇	一、五〇〇	九	— 五	一五〇	三、四〇〇	二、四〇〇	一、五〇〇	三、五〇〇	二、六〇〇	一、七〇〇	第一級地	所在地	
四、三〇〇	五五〇	-, =100		三九〇	六四〇	四	七	六五	一、四〇〇	1,000	六五〇	一、五〇〇	1,100	七三〇	第二級地		
一、九〇〇	三八〇	九一〇		二七〇	四五〇	111	五.	四六	1,000	七三〇	四六〇	1, 100	七九〇	五一〇	第三級地		
九六〇	11110	七六〇			三七〇		四	三八	八三〇	六一〇	三八〇	八八〇	六五〇	四二〇	第四級地		
六七〇	二八〇	六八〇		 			三	三四	七四〇	五四〇	三四〇	七八〇	五八〇	三八〇	第五級地		

									T	
							に掲げる物件	第一項第二号法第三十二条		
外径が一メートル以	外径が○・七メート	ルま満のもの ルま満のもの	ル未満のものルま満のもの	ル未満のものルま満のもの	外径が○・一五メートル未満のもの	外径が○・一五メートル未満のもの	トル未満のものトルよ満のもの	トル未満のもの → ○七メー	その他のもの	
							年	トルにつき	年ルにつき一平方メート	年ルにつきー
一、八〇〇	九二〇	六四〇	三七〇	二八〇	一 八 〇	一 四 〇	九 二	六四	=,	
七八〇	三九〇	二七〇	一六〇		七八	五九	三九	二七	1, 1100	
五五〇	二七〇	一 九 〇	<u></u>	八二	五. 五.	四一	二七	一 九	九 一 〇	
四五〇	1 11 0	一六〇	九 一	六八	四五	三四	1 111	一六	七六〇	
<u></u>	1100	一 四 〇	八一	六一	四一	110	=	— 四	六八〇	

- T. 四〇〇	1 111 0	140	三九〇	九 二 〇		に下地(
- 、						のもん	
- 二 四 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二						るけ	
- 、					年	設	
- 一三 四 三 九 三 三 八 六 二 二 八 二					ルにつき一	に	
- 一三 四六 三 九 三 三 八 六二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二					平方メート		
一、〇〇〇 三 四 三 六 一 二	三八〇	四六〇	六五〇	一、五〇〇	占用面積一	その他のも上	
一、〇〇〇 二三 四 七三〇 九 三						の他の柱類	
- 一 - 三 四 - 三 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二						示する標示柱そ	
一、〇〇〇 — 三 四						交通の状況を表	
九	六一〇	七三〇	1,000	二、四〇〇	一本につき	道路の構造又は	
九 三						の	
九三						£	
九三						の	
九						他	
九三						の	
<u>Du</u>	八	九		===			
<u>Du</u>						る導線そのの	設
Д						す	施
<u>Du</u>						知の対象とる	助
Д							補
<u>Du</u>						自動運行装 設	行
Ш					一年	に規定する に	
Щ					トルにつき	二項第五号 下	
	<u> </u>	三	四		長さ一メー	法第二条第 地	法第三十二条 自
						のもの	上

<u>[</u>
一、五〇〇 四三〇 一九〇
一、五〇〇 四三〇 一九〇
二五〇 四三 一九
一〇〇 一、三〇〇 九一〇
七、六〇〇 一、三〇〇 五六〇
三、000 二、100 九三0
Aに○・○一を乗じて得た額
Aに○・○○八を乗じて得た額
○○五を乗じて得た額
一〇〇 一、三〇〇 九一〇
一〇〇 一、三〇〇 九一〇
_

				アーチ					除く。)	るものを	施設であ	る工事用	号に掲げ	七条第四	幕(令第									旗ざお		標識				
もの	その他の	の	断するも	車道を横			もの	他の		けるもの		際し、	の	日その	祭礼、	もの	その他の	る	時的に設	・ 際 リ し	答し、一	の崔しこ	日その他	祭礼、縁					もの	その他の
	I		月	一基につき	月	ルにつき一	平方メート	その面積一				日	ルにつき一	平方メート	その面積一	月	一本につき						日	一本につき	年	一本につき	年	ルにつき一	平方メート	表示面積一
	111,000			三五、〇〇〇				二、五〇〇							三五〇		一、五〇〇							三五〇		二、四〇〇				三五、〇〇〇
	11, 100			四、三〇〇				四三〇							四三		四三〇							四三		1,000				四、三〇〇
	九三〇			一、九〇〇				一九〇							一九		一九〇							一九		七三〇				一、九〇〇
	四八〇			九六〇				九六									九六									六一〇				九六〇
	11 11 0			六七〇				六七							七		六七							七		五四〇				六七〇

		77	Aいく くここを手	(二二で要し) 谷才客		
	年ル	年につき一				
令第七条第四号に掲げる工事用施設		元面積 一	二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六
及び同条第五号に掲げる工事用材料						
令第七条第六号に掲げる仮設建築物		ルにつきー	111 0	0 11	九一	七六
及び同条第七号に掲げる施設	施設 月					
令第七条第八 トンネル	ルの上又は高 占用面	積一	$A \subset \bigcirc \cdot \bigcirc \infty$	Aに〇・〇一四を	Aに○・○一六を	↓ ○・○î V
号に掲げる施 架の道路の路面	下 <u></u> 平	方メート ー	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	を乗じて得た額
設 当該路面下	下をル	につき一				
	設けるも					
の						
上空に設	設けるもの	f	Aに○・○二三を乗	二三を乗じて得た額		
地下(ト	ト階数が一	ł	Aに○・○○五を乗	○○五を乗じて得た額		
ンネルの	のもの					
上の地下	下階数が二	ł	A に \bigcirc ・ \bigcirc 〇八を乗	○○八を乗じて得た額		
を除く。	のもの					
) に設け	防数が三	1	Aに○・○一を乗じ	を乗じて得た額		
るもの	以上のも					
	の					
その他の	もの	+	Aに○・○三三を乗	○三三を乗じて得た額		
令第七条第九 建築物		ł	$ACO \cdot O - e$	Aに〇・〇一四を	Aに○・○一六を	Aに〇・〇一九
号に掲げる施		-	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	を乗じて得た額
設 その他の	もの	1	Aに〇・〇〇八を	A に $\bigcirc \cdot \bigcirc$ 一を乗	Aに〇・〇一二を	Aに〇・〇一三 Aに〇・〇一六を
		T	乗じて得た額	じて得た額	乗じて得た額	を乗じて得た額
令第七条第十 建築物		1	Aに○・○二三を乗	○二三を乗じて得た額		
号に掲げる施 その他の	もの	1	Aに〇・〇〇八を	A に $\bigcirc \cdot \bigcirc$ 一を乗	Aに〇・〇一二を	$\text{III } \bigcirc \cdot \bigcirc \widetilde{\cap} V$
設及び自動車		<u></u>	乗じて得た額	じて得た額	乗じて得た額	を乗じて得た額
駐車場						

					施設	三号に掲げる	令第七条第十	令第七条第十二			物	応急仮設建築	一号に掲げる	令第七条第十
その他のもの	上空に設けるもの	もの)の路面下に設ける	高架のものに限る。	は自動車専用道路(速自動車国道若しく	トンネルの上又は高	令第七条第十二号に掲げる器具	その他のもの	上空に設けるもの		設けるもの	架の道路の路面下に	トンネルの上又は高
Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額					乗じて得た額乗じて得た額乗じて得た額を乗じて得た額乗じて得た額	A に \bigcirc ・ \bigcirc 一 $-$ を A に \bigcirc ・ \bigcirc 一四を A に \bigcirc ・ \bigcirc 一六を A に \bigcirc ・ \bigcirc 一九 A に \bigcirc ・ \bigcirc 二三を	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○三三を乗じて得た額	Aに○・○二三を乗じて得た額			乗じて得た額乗じて得た額乗じて得た額を乗じて得た額乗じて得た額	Aに〇・〇一一を Aに〇・〇一四を Aに〇・〇一六を Aに〇・〇一九 Aに〇・〇二三を

備考

- 金額の単位は、 円とする。
- 日におけるその区分によるものとする。 所在地とは、 占用物件の所在地をい その区分は、 次のとおりとし、 各年度の初日後に占用物件の 所在地の区分に変更があつた場合は、
- 又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。)の合計を当該区域内の土地の地積(これらの規第一級地)その区域内の土地の平均価格(当該区域内の土地の価格(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十一条第一項 定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている地積をいう。)の合計で除したものをいう。以下同じ。) :五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。 が都の特別区及び人
- 口 人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。 第二級地 その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、 か つ、 人 五五 十万
- 未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。 第三級地 その区域内の土地の平均価格が人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、 か つ、 人口二十万人
- 平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。 その区域内の土地の平均価格が人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満であり、 かつ、 町及び村の区域内の 土 地
- ホ 第五級地 その区域内の 土地の平均価格が町及び村の区域内の 土地の平均価格未満であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域

を

同

いう

限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、 電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。 第一種電柱とは、 (当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。) のうち三条以下の電線 (当該電柱を設置する者が設置するものに 第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、 第三種電柱とは、

兀 のうち四条又は五条の電線を支持するものを、 三条以下の電線 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。 (当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。 第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。 以下この号において同じ。)を支持するものを、 第二種電話柱とは、 以下同じ。) 電話柱 のうち

Ŧī. 共架電線とは、 電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

七

似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。 Aは、近傍類似の土地(令第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類

八 面積若しくは長さに○・○一平方メートル若しくは○・○一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが○・○一平方メートル若しくは○・○一メートル未満であるとき、又はこれらの しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

九 つて計算し、 あるとき、 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、 なお、 又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。 一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満 又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をも

○ 高速自動車国道法施行規則(昭和四十六年建設省令第十九号)(抄)

(権限の委任)

第十三条 法第二章及び第三章に規定する国土交通大臣の権限は、 ない。 の規定による決定及び法第二十四条第一項の規定による再審査請求又は同条第二項の規定による審査請求に対する裁決については、この限りで 地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。 ただし、法第十二条第一項本文

○ 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)(抄

目次

第一章 (略)

第二章 管理(第六条—第二十二条

第四章 (略) 第二十三条—第二十五条の二)

附則

第二章 管理

(管理)

第六条 高速自動車国道の新設、改築、 ける災害復旧事業(以下「災害復旧」という。 維持、 修繕、)その他の管理は、 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担 国土交通大臣が行う。 法 (昭和二十六年法律第九十七号) の規定の適用を受

(区域の決定及び供用の開始等)

で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。高速自動車国道の区域を変更した場工条(国土交通大臣は、第五条第一項の規定により整備計画が決定された場合においては、遅滞なく、高速自動車国道の区域を決定して、政令 合も、同様とする。

2 つ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければ国土交通大臣は、高速自動車国道の供用を開始し、 ればならない。 又は廃止しようとする場合においては、 政令で定めるところにより、その旨を公示し、

(共用高速自動車国道管理施設の管理)

第七条の二 道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、 道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)は、第六条の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めること道路の管理に資するもの(以下「共用高速自動車国道管理施設」という。)の管理については、国土交通大臣及び当該他の道路の道路管理者(動車国道と隣接し、又は近接する他の道路から発生する道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、当該他の道路の排水その他の当該他の光七条の二 道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、道路の排水その他の高速自動車国道の管理のための施設又は工作物で、当該高速自 ができる。

2 前項の規定による協議が成立した場合においては、 国土交通大臣及び当該他の道路の道路管理者は、 成立した協議の内容を公示し なけ ればな

(兼用工作物の管理)

かわらず、協議して別にその維持、修繕、災害復旧その他の管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合ねる場合においては、国土交通大臣及び当該他の工作物の管理者は、当該高速自動車国道及び他の工作物の管理については、第六条の規定にか7八条 高速自動車国道と他の工作物(道路法第二十条第一項に規定する他の工作物をいい、以下「他の工作物」という。)とが相互に効用を兼 においては、 当該高速自動車国道については、修繕に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。

- 3 2 前項の規定により国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合においては、 前項の規定による協議が成立しない場合においては、 国土交通大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。 第一項の規定の適用については、国
- 4 土交通大臣と当該他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。 1を含む。)においては、国土交通大臣は、成立した協議の内容を公示しなければならない。第一項の規定による協議が成立した場合(前項の規定により国土交通大臣と当該他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなされる場

合を含む。)においては、国土交通大臣は、

第九条 るところにより、 九条 前条の規定による協議に基き他の工作物の管理者が高速自動車国道を管理する場合においては、(国土交通大臣の権限の代行) 国土交通大臣に代つてその権限を行うものとする。 当該他の工作物の管理者は、 政令で定め

差の方式は、立体交差としなければならない。 第十条 高速自動車国道と道路、鉄道、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設とが相互に交差する場合においては、(高速自動車国道と道路、鉄道、軌道等との交差の方式) 当該交

- 一 道路、一般自動車道又は政令で定める一般交通の用に供する通路その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該高速自動車第十一条 次に掲げる施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。(高速自動車国道との連結の制限) 国道を通
- | 前号の施設と当該高速自動車国道とを連絡する通路その他の施設であつて、すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設 設けられるもの(第一号に掲げる施設を除く。) 専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として
- 前三号に掲げるもののほか、 政令で定める施設

(連結許可等)

- ては、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可(以下「連結許可」という。)を受けなければならない。第十一条の二 前条各号に掲げる施設(高速自動車国道を除く。)を管理する者は、当該施設を高速自動車国道と連結させようとする場合におい 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、 当該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合す
- るときに限り、連結許可をすることができる。
- 前条第一号に掲げる施設 二号から第四号までに掲げる施設であつて、 第五条第一項又は第三項の規定により定められた整備計画に適合するものであること。 これを管理する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結するもの 第五条第

- 前条第二号から第四号までに掲げる施設であつて、前号に掲げるもの以外のもの「政令で定める連結位置に関する基準及び同号の国土項又は第三項の規定により定められた整備計画及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。
- 省令で定める技術的基準に適合するものであること。 政令で定める連結位置に関する基準及び同号の国土交通
- 3 道路運送法第七十四条第二項の規定は、 連結許可については、適用しない。
- 4 第二号の施設としようとする場合(政令で定める場合を除く。)には、連結許可を受けなければならない。 連結許可を受けた前条第二号から第四号までに掲げる施設であつて第二項第三号に該当するものを管理する者は、 当該施設を同項第一号又は
- 5 を除く。)を行おうとする場合には、 連結許可を受けた前条第二号から第四号までに掲げる施設を管理する者は、当該施設の構造について変更(国土交通省令で定める軽微 あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、 国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 6 第二項の規定は、前項の許可について準用する。
- 7 第五項の許可を受けた施設は、 連結許可を受けた前条第二号から第四号までに掲げる施設とみなして、 第四項及び第五項の規定を適用する。

(連結許可等に係る施設の管理)

第十一条の三 連結許可及び前条第五項の許可 でに掲げる施設を管理する者は、 国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならない。 (以下「連結許可等」という。)を受けて高速自動車国道と連結する第十一条第二号から第四号ま

この徴収

- 第十一条の四 国は、 第十一条第二号から第四号までに掲げる施設の高速自動車国道との連結につき、 連結料を徴収することができる。
- 2 **!項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、** 政令で定める。
- 3 第一項の規定に基づく連結料は、 国の収入とする。

(連結許可等に基づく地位の承継

- 第十一条の五 結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設を承継する法人に限る。)は、被承継人が有していた当該連結許可等に基づく地位を承継する。 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の連結許可等を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、連
- 2 なければならない。 前項の規定により連結許可等に基づく地位を承継した者は、 その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、 国土交通大臣にその旨を届け出

第十一条の六 、等に基づく地位を承継する。 国土交通大臣の承認を受けて連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設を譲り受けた者は、 譲渡人が有していたその連結許

(連結許可等の条件等

第十一条の 七 国土交通大臣 は 注結許 可等又 は 前 条 の承認に は、 高 速 自動 車 国 道 の管理 0 ため 必要な範囲内で条件を付することができる。

(連結許可等に対する監督処分等)

- 第十一条の八 道路法第七十一条第一項から第三項までの規定は、連結許可等及び連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設につい 第十一条の二第一項又は第五項の許可に係る高速自動車国道と連結する施設」と読み替えるものとする。 法律」とあるのは「高速自動車国道法」と、 する。この場合において、 同条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、 同条第一項中「連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設」とあるのは「高速自動車国道法 同条第一項及び第二項中「この
- 」と読み替えるものとする。 から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは 道路法第七十三条の規定は、第十一条の四第一項の規定に基づく連結料の徴収について準用する。この場合におい 「国」と、 同条第二項中「条例 (指定区間内の国道にあつては、 くて、 政令)」とあるのは 同法第七十三条第一

(高速自動車国道と鉄道との交差)

第十二条 高速自動車国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者 意見を聴いて、当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担を決定するものとする。 鉄道事業者等との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。 下この条において「鉄道事業者等」という。)の鉄道とが相互に交差する場合においては、国土交通大臣は、 ただし、国土交通大臣の決定前に、 あらかじめ、 当該鉄道事業者等の 国土交通大臣と当該

3 ただし、国土交通大臣の決定前に、 差部分の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものを決定するものとする。 .特に配慮しなければならない。 高速自動車国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、 国土交通大臣は、 第一項本文又は前項本文の規定による決定をするときは、 国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間に当該管理の方法について協議が成立したときは、この限りでない 鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、 改善及び調整 当該交

、特別沿道区域の指定)

- するため、当該道路の構造及びその存する地域の状況を勘案して、政令で定める基準に従い、 高速自動車国道の各一側について幅二十メートルをこえる区域を特別沿道区域として指定することはできない。 国土交通大臣は、 高速自動車国道に接続する区域について、 当該高速自動車国道を通行する自動車の高速交通に及ぼすべき危険を防止 特別沿道区域の指定をすることができる。
- 前項の規定により特別沿道区域の指定をした場合においては、国土交通大臣は、 つ、これを表示した図面を一 般の縦覧に供し なければならない。 遅滞なく、 政令で定めるところにより、 その区域を公示し、

特別沿道区域内の制限)

ある建築物その他の工作物又は物件で政令で定めるもの(以下「建築物等」という。)を建築し、 前条第二項の規定により公示された特別沿道区域内においては、高速自動車国道を通行する自動車の高速交通を著しく妨げるおそれ 又は設けてはならない。

- 2 除却その他必要な措置をすることを命ずることができる。 国土交通大臣は、前項の規定に違反して、 建築し、又は設けた建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、当該建築物等の 改築、
- 3 により、 国土交通大臣は、 通常生ずべき損失を補償して、 前条第二項の公示の際特別沿道区域内に現に存する建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、 当該建築物等の改築、 移転、 除却その他必要な措置をすることを命ずることができる。 政令で定めるところ
- 利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、 前項の建築物等又はこれが存する土地の所有者は、 同項の建築物等の改築、 政令で定めるところにより、 移転、 除却その他の措置によつて、当該建築物等又は土地 国土交通大臣に対し当該建築物等又は土地の買取を請 を従 来
- 5 者その他の権原を有する者とが協議して定める。 第三項の規定により補償すべき損失の額並びに前項の規定による買取及びその価額等の条件は、 国土交通大臣と当該建築物等又は 土地 0) 所有

求することができる。

6 で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。前項の規定による協議が成立しない場合においては、国土交通大臣又は当該建築物等若しくは土地の所有者その他の権原を有する者は、政

な有する者に対し、政令で定めるところにより、 国土交通大臣は、前条第一項の規定による特別沿道区域内における用益の制限により通常生ずべき損失を当該土地 補償しなければならない。 の所有者その ...の権

- 2 ことができる。 :著しく困難となるときは、同条第四項の規定による場合を除き、政令で定めるところにより、国土交通大臣に対しその土地の買取を請求する前項の土地の所有者は、前条第一項の規定による特別沿道区域内における用益の制限によつて当該土地を従来利用していた目的に供すること
- 3 前条第五項及び第六項の規定は、前二項の場合について準用する。

(準用規定)

第十六条 前三条の規定は、高速自動車国道の区域が決定された後当該道路の供用が開始されるまでの間にお 域についての土地に関する権原を取得した後においては、 当該区域について準用する。 いて、 国土交通 大臣が当該道路 の区

(出入の制限等)

第十七条 何人もみだりに高速自動車国道に立ち入り、 又は高速自 動車国道を自動車による以外の方法により通行してはならない

2 土交通大臣は、 高速自動車 土国道 の入口その 他必要な場所に通 行 の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

(違反行為に対する措置)

第十八条 ることができる。 国土交通大臣 は 前 条第 項 の規定に違反している者に対し、 行為の中止その他交通 の危険防 止 のための必要な措置をすることを命ず

(道路監理員の監督処分)

- 第十九条 規定に基づく処分に違反している者に対して、 する場合を含む。)若しくは第十七条第一項の規定又は第十四条第二項若しくは第三項 命ずる権限を行わせることができる。 国土交通大臣は、 道路法第七十一条第四項の規定により国土交通大臣が命じた道路監理員に、 その違反行為の中止を命じ、 又は建築物等の改築、 (第十六条において準用する場合を含む。 移転、 第十四条第一項(第十六条において準用 除却その他の必要な措置をすることを) 又 は
- 2 道路法第七十一条第六項及び第七項の規定は、 前項の規定により権限を行使する道路監理員に準用する。

(費用の負担)

- 速自動車国道にあつては、当該指定都市。 のにあつては国がその四分の三以上で政令で定める割合を、都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における高 のにあつては国の負担とする。 高速自動車国道の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、 以下この章において同じ。)がその余の割合を負担し、 新設、 改築及び災害復旧以外の管理に係るも 新設、改築又は災害復旧に係るも
- 2 なければならない。 前項の規定により都道府県が負担すべき高速自動 車国道の新設、 改築又は災害復旧に要する費用は、 政令で定めるところにより、 玉 庫 に納

(共用高速自動車国道管理施設の管理に要する費用)

第二十条の二 については、 前条第一項の規定により国及び都道府県の負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用で共用高速自動車国道管理施設に関 国土交通大臣及び他の道路の道路管理者は、 協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。 する

(兼用工作物の費用)

- 2 第二十一条 るものに関するものについては、 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国土交通大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。 第二十条第一項の規定により国及び都道府県の負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用で当該道路が他の工作物と効用を兼ね 国土交通大臣は、 他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。
- (義務履行のために要する費用)

3

第八条第三項の規定は、

前項の規定による協議が成立した場合について準用する。

第一 この法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、 当該義務者が負担しなければならない。

第三章 雑則

(国土交通大臣が行う道路に関する調査)

- 限を行うため特に必要があると認めるときは、 及び数量その他道路の交通量調査に必要な事項について質問させることができる。 |十三条 | 国土交通大臣は、道路法第七十七条の規定により道路に関する調査をその職員に行わせるほか、 その職員をして道路を通行する車両を一時停止させ、 当該車両の発地及び着地 第三条から第五条までに規定する権 この種類
- を提示しなければならない。 前項の規定により調査を命ぜられた職員は、 国土交通省令で定める様式による身分を示す証票を携帯し、 関係人の請求があつたときは
- 3 第一項に規定する権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(不服申立て)

- 第二十四条 第八条の規定による協議に基づき都道府県、 団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して再審査請求をするこその他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服がある者は、当該処分をした他の工作物の管理者である公共 とができる。 市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者が国土交通大臣に代わつてした処分
- ある者は、 第八条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である主務大臣又はその地方支分部局の長が国土交通大臣に代わつてした処分に不服が 国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。

追路法の準用)

第二十四条の二 道路法第九十五条の二第二項の規定は、 替えるものとする。 いて、同法第九十五条の二第二項中「道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、「自動車専用道路」とあるのは「高速自動車国道」と読みは道路法第四十六条第一項若しくは第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限しようとする場合について準用する。この場合にお(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第二項の規定により同条第一項第十六号の道路標示とみなされるものに限る。)を設け、又 国土交通大臣が、高速自動車国道について、同法第四十五条第一項の規定により区画線

(道路法の適用)

第二十五条 する道路管理者」とあるのは づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、 一項又は第六十一条第二項中 高速自動車国道の新設、 「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、 「道路管理者である地方公共団体の条例 改築、 維持、修繕、 ネいて、同法第二条第二項第二号、第五号、第七号又は第八号中「第十八条第一項に規定災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び同法に基 (指定区間内の国道にあつては、 第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十八条の三十 政令)」とあるのは 「政令」と、

四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて」とあるのは る場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令で」と、 土交通省令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、 中「条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」と、 「土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。 国土交通省令。 四条の三中「条例 以下この条において同じ。)」とあるのは「国土交通省令」と、同条第三項から第五項までの規定中「条例」とあるのは「国 (国道にあつては、国土交通省令)」とあるのは「国土交通省令」と、 同法第四十四条の二第二項中「条例 同法第百九条中「第十三条第二項、 同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項 「高速自動車国道法第九条の規定により (指定区間内の国道にあつては その他の者であ 第二十七条、

2 項に定めるもののほか、 道路法及び同法に基づく政令の規定の適用についての必要な技術的読替は、 政令で定める。

権限の委任

発局長に委任することができる。ただし、第十二条第一項本文及び第二項本文の規定による決定については、この限りでない。二十五条の二 前章及びこの章に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備早 部を地方整備局長又は 海道開

 \bigcirc 踏切 道改良促進法等の一 部を改正する法律 (令和三年法律第九号) (抄)

行期日)

第 条 この法律は、 令和三 一年四月一日 から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

第四十八条の二十二第三項」に改める部分を除く。)に限る。)の規定並びに附則第十二条(道路法等の一部を改正する法律 除く。)及び第四条 及び第十一号の改正規定を除く。)、同法第十七条の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。)及び同法第五十六条ただし書の改正規定を 条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、 十七条の二ただし書の改正規定及び同法第百九条の改正規定を除く。)、第三条(道路整備特別措置法第九条の改正規定(同条第一項第十号 同法第三章第二節中同条の次に一条を加える改正規定、 第二条 (道路法の目次の改正規定(「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。)、同法第十七条の改正規定、 附則第八条の改正規定を除く。 (高速自動車国道法第二十五条第一項の改正規定(「又は第四十八条の十九第二項」を「、第四十八条の十九第二項又は)の規定 同法第二十七条の改正規定、同 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 同法第四十八条の五十一の改正規定、同法第九十七条第一項の改正規定、同法第九 .法第二十八条の二第一項の改正規定、同法第三十一条の改正規定 (令和二年法律

第十七編 道路 (道路法施行規則)

三六八

様式第五の三(第四条の六関係)(平3連令18・追加、平28国交令68・一部改正、平30国交令74・旧様式第五の二繰下)

					\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
					路 田 田	岁 田	
		·			名称又は 種 類	保管した違法放置等物件	
				·	形	た違法	
					关	放置4	
*					数	等物件	京
					画		鄅
•	·		·		はれ、	保管し、	華
	·				世寺物件が返しされ、又は設置されていた場所	保管した違法放署等権件がお罪	拼
				-			按
			·		野りた十カロ	+	置
				,	Г Л П	H II I	梦
			,		月日時	ī Ā	华
					万日時	***	l l
> 					/·-	; H 	零
					架		斡
			-		の場		
					馬馬斯		
	,				龠		
	-				松		

様式第五の四(第四条の八関係)	(平3建令18・追加、	平6建令4	• 平28国交令68	・一部改
正、平30国交令74・旧様式第五の三	(繰下)			

(用紙 A4)

			受	領	書				
		-to \	ωn.			平成	年	月	日 ·
	(道路管理	者)	殿						
				返還を受	きけたき	者			
					住序	听			
1					氏	名			印
,	下記のとおり	違法b 	女置等物 例	牛(現金)	の返	還を受け	ました	0	
返遗	還を受けた日	時			,				
返燙	還を受けた場	· 一 一							
返還な	整理番	号							
返還を受けた違	名称又は種	重類				•			
達法放置等物件	形	状							
可物件	数	量							
(返	還を受けた金	額)				-	N		

水害予防組合法による予算調製の式及び費目流用その他財務に関する件等の一部を改正する省令(令和元年国土交通省令第一号)第11条により、様式第五の四中「平成年月日」を 「年月日」を

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第98号)第27条により、様式第五の四中「印」を削る。

A〔日法一一八一二·三〕

官

〇国土交通省令第九十号

令の整備等に関する省令を次のように定める。 条第一項の規定に基づき、並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)を実施するため、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省 十四第二項第三号、第四十八条の二十五第五項、第四十八条の三十第一項及び第二項、第四十八条の三十二第二項、 (昭和二十七年法律第百八十号) 第二条第二項第八号、 道路法等の一部を改正する法律(令和二年法律第三十一号)及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和二年政令第三百二十九号)の施行に伴い、並びに道路法 第三十三条第二項第五号、 第四十五条の二第一項及び第二項、 第四十八条の三十六、第四十八条の四十二第二項、第四十八条の四十五並びに第七十六 第四十八条の二十二第一項及び第二項、 第四十八条の二十三第三項、 第四十八条の二

国土交通大臣

赤羽

一嘉

令和二年十一月二十日

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

(道路法施行規則の一部改正)

第一条 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

掲げていないものは、これを加える。 傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

第一条の五 (略) (国道の新設等の公示)	第一条の四 (略) (国土交通大臣への報告を要しない道路の占用)	第一条の三 (略) (一般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準)	2 (略) 行うものとする。	規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、第一条の二、注算するの規定による路線の認定区に注算十条第三項によいで準用する決策するの	"認	供	三 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車二 道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車(供する自動車)	一 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業の用にする国土交通省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。	第一条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。)第二条第二項第八号に規定(特定車両の種類)	改正後
第一条の四 (略) (国道の新設等の公示)	第一条の三 (略) (国土交通大臣への報告を要しない道路の占用)	第一条の二(略)(一般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準)	2 (略) - 示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、行うものとする。	認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公第一条 道路法(昭和二十七年法律第百万十号 以下「法」という)第ナネの規定による路線の	が				(新設)	改正前

ω •

車両諸元 (最大値)

真らな

酃

n

m

m

k 89

車両総重量

□①→般乗合旅客自動車運送事業・路線定期 □②→般乗合旅客自動車運送事業・路線不定期 □③→般乗合旅客自動車運送事業・区域運行

□④一般貸切旅客自動車運送事業 □⑤一般乗用旅客自動車運送事業 □⑥一般貨物自動車運送事業

2

車両の種類・運行の態様

官

4.

名称 *

複数の車両を停留させる場合、車両ごとの諸元は別表1に記載すること

位置

所有者

樓 網 網 選 期 所 表 形

ე .

車庫

位置

収容能力

B., B.,

6. 路線 (2. ①・②のみ)

深 路 号

系統名

問点

主たる 経過地

淡江

キロ程

8. 停留日時 (2. ②~6のみ、 おおむね1年以内)

併 併

Ш

Ж

2

①については、停留日時等は別表2に記載すること

併 併

ш ш 開始日時

終了日時

Ш Ш

(2.

| 営業区域 |2. ③~⑥のみ)

停留の場所

路線名

特定車両停留施設の名称

道路法第48条の32の規定により許可を申請します。

住名代 連担連 表絡消絕 所称者先者先名先先

TEL

申請日

併

田

霽

道路管理者

<u> </u> 重兩停留許可申請書		五の五(第四条の十九関係)	
雅	M	斑	
浬	付番	達番号	
浴	中	号	

(新設)

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	∞	7	6	ວາ	4	ω	2	_		奔	別表
																				自動車登録番号 車両番号	特定車両停留許可申請書	
																				ETC2. 0車載器管理番号	申請書(停留予定の自動車一覧)	
																				乗車定員	自動車一	
																				ATI CA	覧)	受付
																				酃		到達番号受付番号
																				酔いた		
																				総重量		

(号外第 242 号)

	- 1	;		
特定車両停留許可申請書	午可申請書(停留日時等)	争		
/ 兴 □ 湾 ※ ※ ※ ※ ※	期間 (おおむね1年以内)	躍田	開始時間	11
	開始 終了	F 1	2	7
		平田		
		年		
		1 土曜日		
		余 田		
		世田		
		ţtl		
	Ji	月土曜日		
		ш		
		弁 田		